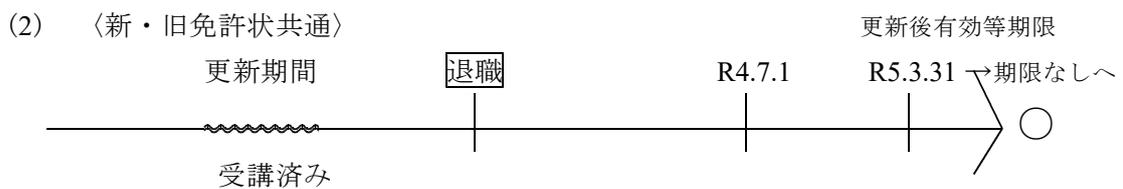


「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正」に伴う免許状の有効性について

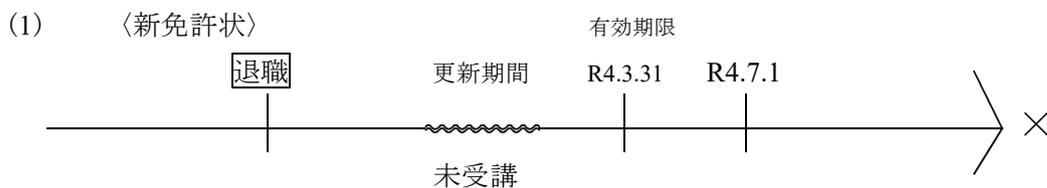
1 免許状が有効な場合



未受講【休眠状態】

※ 休眠状態のものは、何らの手続きなく、有効となる。

2 免許状が有効にならない場合



※ 施行日前に既に失効している場合は、手続きなく有効になることはない。
書類を添えて授与権者に再度授与と申請する必要がある。



※ 退職などを理由に、更新講習を受講出来たにもかかわらず更新しなかった場合で、修了確認期限日時点で「現職教員」と判断される場合、「失効」となる。
具体的には、上記例のように、年度末の修了確認期限と同日に定年退職する場合は、法的に「現職教員」であったと判断され、「失効」となる。一方、同じケースでも、自己都合退職や勸奨退職の場合は、「非現職教員」と解され、「休眠状態」となる。